

■ 「水生生物の保全に関する環境基準」による新たな類型の指定

水系	河川(水域)	範囲	類型	達成期間
淀川水系	桂川上流(1)	世木ダムより上流	生物A	イ
	桂川上流(2)	世木ダムより下流	生物B	イ
	桂川下流(1)	渡月橋から天神川合流点まで	生物B	イ
	桂川下流(2)	天神川合流点から宇治川合流点まで	生物B	イ
由良川水系	由良川上流	大野ダムより上流	生物A	イ
	由良川下流	大野ダムより下流	生物B	イ

(備考)

1. 生物A、生物Bは水域ごとに指定する水質の基準を示す。
2. イ、ロ、ハは達成期間を示し、今後の達成見込みから3段階に区分。
(イ:直ちに達成、ロ:5年以内で可及的速やかに達成、ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成)